

一、陸奥津軽弘前極印銀(1)

付 陸奥津軽弘前寶字極印銀

吉備古泉協会(津山支部)

眞銀吹 池上 宥昭

はじめに

近世において、とくに現在の東北地方においては、各領国の領主による積極的な鉱山開発による産銀によって、各地で灰吹銀の鑄造が行われていた。

灰吹銀が徐々に民間での通用が浸透するにあたって、銀質が著しく悪いものや、他国から流入したものが多くなり、流通に支障が出た。そのため、各領国が認可し、極印を打刻した灰吹銀、すなわち極印銀が鑄造され、当地の通用銀であることを保証し、通用したことがわかつている。極印銀は、江戸幕府の公貨が全国的に行き渡るまでの間、その補填をするものとして各地で併用して通用されたことが知られている。

なかでも、旧出羽のうち現在の秋田県においては、現存するものだけでも、窪田・野代・角館・大阿仁・院内・院内火箸・秋田新田・湯澤・湯澤拾三・湊・横手といった極印銀を挙げることができ、往時の鉱山開発に伴う産銀と領国銀の鑄造機構をうかがうことができる。

しかし、各領国で通用していた極印銀のほとんどは、慶長銀が制定されて以後、次第に通用

が停止され、寛文年間を境として、慶長銀に代わったとされる。その際、ほとんどのものが回収され、現存するものは市中に退蔵されたもののみであり、かつ鑄造の事実を物語る史料も限られているという現状である。

本稿においては、現在の行政区画でいう東北地方のうち青森県において、鑄造されたと思われる極印銀について、その具体例を挙げ、極印やそれに関わるわずかな史料を頼りに考察を加えていくこととする。

現在の青森県域は、近世を通じて津軽氏の弘前藩を中心とした津軽地方と南部氏の盛岡藩を中心とした南部地方に大別され、いずれも領国内に鉱山を有していた。そのうち、弘前藩において極印銀が鑄造され通用していたことが知られている。

この弘前藩による極印銀の鑄造に関わる先行研究としては、伊東多三郎氏¹⁾や榎本宗次氏²⁾、長谷川成一氏³⁾、清水恒吉氏⁴⁾らのものがあり、本稿においてもこれらの論考を踏まえていく。

いずれの論考も、弘前藩の領国銀を「津軽銀」としているものの、日本銀行調査局⁵⁾は「津軽銀」としながらも個別の名称を「津軽弘前銀」や「津

軽弘前寶字銀」としているように、地名の「弘前」を打刻した極印のものが現存する。本稿においては拙稿のこれまでの名称の類例にならない、旧国名を冠し陸奥津軽弘前極印銀としよううえで、史料と現存事例について考察を行うものとした。

一、弘前藩による鉱山開発

弘前藩においては、津軽氏による鉱山開発が積極的に行われていることが明らかであり、長谷川氏の論考に詳しい。

前出の伊東氏⁷⁾や榎本氏⁸⁾は、銀座史料や在地史料を用いて、領国銀の極印と鑄造時期、鉱山開発の時期に触れているものの、いずれも寛文・延宝年間(一六六一〜八一)の史料が上限である。

まず、伊東氏は、寛文八年(一六六八)成立の『灰吹遣之国々より出申候灰吹丁銀に吹立申覚』(通称『狩野書上』)、元禄期もしくは享保期(一六八八〜一七三六)成立の『諸国灰吹位附』、明和八年(一七七二)成立の『諸国灰吹銀寄』の三つの銀座史料から、「津軽銀にも産地に